

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡喬木村

### 2 構造改革特別区域の名称

棕文学の里たかぎどぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡喬木村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東、南及び西は飯田市に接している。長野県庁からは164.2km、下伊那の中核都市である飯田市へは7kmの距離にある。役場は海拔410.6m、東経137度52分26秒、北緯35度30分50秒に位置する。

日本で最大規模といわれる天竜川河岸段丘上にあり、伊那山脈（標高1,300m～1,800m）に源を発する小川川、加々須川が谷間を流れる花崗岩の岩盤上にある。

#### (2) 気候

伊那谷盆地の中央部にあり、日本の気候区分では東日本区の中央高原区に属しているが、表日本東海型気候を混有する特異な地帯となっている。

四季の変化が明瞭で、冬は比較的温和で雪が少なく、観測数値（飯田測候所）よりも平均0.4度上回る。日較差は著しく、特に夏期は日中高温となるが夜間は急激に冷却するため、果実野菜類の適作地となっている。

#### (3) 人口

人口の推移は、昭和25年頃の1万人を超えた後急速に減少し、昭和40年後半から平成7年までは7,200～7,100人台を推移していたが、以後さらに減少し、平成17年国勢調査では7,000人を切って6,917人となっている。

#### (4) 産業

平成17年の就業人口は3,869人で、産業別には、第1次産業が21.2%、第2次産業が31.7%、第3次産業が47.1%となっているが、第3次産業のうち53.4%はサービス業であり、基幹産業は第1次産業である農業となっている。野菜、果樹、養豚が中心となっており、農業粗生産額は、平成3年の26億1400万円をピークに減少し、平成17年には21億2千万となっている。

農家数の減少にあわせ、経営耕地面積も減少してきており、整備された優良農地や果樹団地までも遊休化が進んでる。

#### (5) 地域づくり

平成 18 年 4 月に、「小さくともアルプスの峰の如く、毅然と聳える美しい村 喬木」を将来像とした第 4 次喬木村総合振興計画を策定し、本村固有の財産を有効活用しながら、定住人口 7,000 人の規模を確保し、そこに住む村民だれもがはつらつとして、生き、住み、育て、そして安心して暮らしていくことができる村の実現を目指している。

喬木村が自立を選択する中で、「みんなでつくる協働のむらづくり」のため、村内 8 自治会が自らの振興計画を地区ごとに策定し、現在行政も加わり、具体的な実施に向けて推進している。各地区の地域づくり団体においては、観光農業として、1 月中旬からのいちご狩りをスタートに、竹の子狩り、さくらんぼ狩り、ブルーベリー狩り、村花くりん草祭りを中心とした花祭り、秋にはリンゴ狩り、松茸観光、栗狩りと、それぞれが連携をとりながら誘客を図っている。また、地元で採れた安全安心な地の農作物を旬の時期に販売する農家組合による直売所も開設され、中京方面を中心に固定客も形成されつつある。こうした地域づくり団体の連携を図るため、地域活性化連絡協議会が組織されている。

#### (6) 規制措置を講じる必要性

就業者の高齢化、農地の遊休化も進んできている中、いちご狩りをはじめとする観光農園や遊休農地などを利用した花祭りに加え、農産物直売所の開所により都市住民との交流を進めている。しかし、今後の基幹産業である農業の振興のためには、更に観光農業を充実させ、交流人口増加を図ると共に、新たな就農形態も創造する必要がある。濁酒という新たなメニューを加えることにより、付加価値をつけ、地産地消を推進すると共に、もてなしの心の醸成を促すことが求められている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

今年 21 年目を迎え定着しているいちご狩り組合や、ブルーベリー、栗園を実施しているアグリパーク雨沢など 30 を超える地域づくり団体が、地域の資源を活用して地域活性化を図るべく、新たな事業メニューを模索している。農家組合の直売所においても、多くの農家で生産する地の農作物を販売している。濁酒をここに加えることにより、地域づくり団体の観光農業や直売所が活性化され、交流人口が増加することとなり、地域の活性化と地産地消を促進できる。

グリーンツーリズムの浸透により、小規模ながら行っているいちごジャム加工などの体験教室なども、学生中心とはいえ人気が高く、濁酒製造販売という新たな就農形態の創出によって、農家民宿や農家レストランの開業や農産物の販路の拡大と交流人口の増加をもたらすことが期待される。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」は、農家が丹精こめた米を使用して造った濁酒で、農産物の販路と消費拡大を図るとともに、都市と農村の交

流を促進し、交流人口の増加とともに地域全体の活性化を推進する。

気候に恵まれた喬木村は、野菜や果樹など多岐に渡る作物が栽培されている。又、りんご、ブルーベリーなどの加工品の製造販売も行っているため、濁酒とともにこれらの資源も活用することで、農家レストランや農家民宿の起業化を促し、新たな就農形態の創出と地産地消を推進する。又、これらにより更に、喬木村第4次総合振興計画の産業部門の基本構想である、「交流の輪を広げたくましく躍動するむらづくり」を推進することを目的とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 交流人口及び滞在時間の増加

いちご狩りをはじめとする観光農園では、4万人を越える観光客が訪れている。また、くりん草、ポピー、ラベンダー、あじさいなどの花を觀賞に訪れる観光客も、団塊の世代の退職やスローライフが注目される中、年々増加している。地元産の野菜、山菜などを販売する地元農家の運営による直売所もオープンより2年～3年が経過し、健康、安全志向の機運もあり、中京方面を中心とした固定客の皆さんとの人的な交流が始まっている。飲食店なども地元産食材の提供などを行っているが、今回の濁酒の提供により需要拡大が見込まれ、農家民宿等の起業に弾みがつく。現在の観光資源に濁酒を加え、有機的に連携することで、相乗効果として交流人口をより滞在人口へと移行させることができる。

種 別	平成 18 年度	平成 20 年度目標	平成 23 年目標
いちご狩り	45,442 人	48,000 人	55,000 人
その他観光農園	1,602 人	2,200 人	2,450 人
花イベント	12,020 人	17,000 人	22,000 人

### (2) 農業の可能性

野菜、果樹などの主要作物の中で、いちご以外の農産粗生産額は減少してきており、担い手不足、就農者の高齢化などで農家数そのものも減少してきている。併せて、農地の急速な遊休化が緊急な課題となっている。このような中で、農家自体も農業の可能性を追求し、協同による農産物直売施設での販売などをはじめ、グリーン・ツーリズムへの取り組みから都市と農村の交流を促進していこうとの機運が高まっている。交流の場として、農家民宿、農家レストラン等への土壌が整いつつある。こうした農業経営の多様化は、団塊の世代の新規就農の促進にもつながり、農業生産の増加と共に農地の荒廃化の防止にも寄与する。

### (3) 特産品販売における効果

農産物の加工場の2カ所その他、農家自身が運営する地元で生産された農産物や山菜などの直売所が2団体活動しており、地域の活性化に貢献している。今後、現在の喬木村の特産品の蒞弱、いちごなどに加え、今回特区の認定を受けて濁酒の製造を行うことで、加工場、直売所の役割も拡大し、交流人口の増加と共に地域全体への波及効果が期待できる。喬木村全体の特産物の知名度アップに繋がる。

## 新規事業

今回の農家レストランでの自家製の酒類製造は、小規模ながらも新たな事業が期待される。また、将来的には、農家民宿等の開業も期待される。

	平成 18 年度	平成 20 年度目標	平成 23 年目標
農家レストランによる濁酒製造件数	0 件	1 件	3 件
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	0 件	2 件

## 農産物直売所の販売額の向上

交流人口の増加に伴う農産物販売額の向上、農業生産物出荷量の増加等から農業所得の増加効果が期待できる。

単位千円

	平成 18 年度	平成 20 年度目標	平成 23 年目標
販 売 額	13,500	15,000	17,000

## 8 特定事業の名称

### 707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 観光農業の推進及び地域活性化団体の連携強化

通年を通して誘客を目指し、より魅力的な観光農業を推進するため、観光農園等の実施団体の育成を図る。

これらの実施団体の活性化、連携の強化をするための地域活性化連絡協議会を充実させ、喬木村全体としての統一イメージ、ブランドの醸成をし、たかぎ農村交流研修センターを拠点に統一した観光誘客施策を行う。

### (2) 直売所の充実及び特産品の開発

小規模な農家や高齢者が直接収入を得ることのできる直売所を充実する。また、より商品力のある特産品の開発や農産物の高付加価値化のための農産加工を推進する。

### (3) 農用地などの効果的総合的な活用と新規就農支援

遊休農地の拡大を抑制し、豊かな田園風景を維持するため、観光農園、クラインガルテン(滞在型市民農園)、市民農園などの開設を行う。また、新規就農者の受入を積極的に行い、就農

支援を図る。

**別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン(飲食店)、農家民宿など)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡喬木村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン(飲食店)や農家民宿などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。このことは、新しい地場産品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段ともなり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えらる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。